

厚岸町条例第5号

厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例の一部を改正する条例

厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例（平成8年厚岸町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「貸付」を「貸付け」に改める。

第2条の見出しを「(貸付対象工事)」に改める。

第3条中「貸付」を「貸付け」に改める。

第4条中「貸付する資金」を「貸付けする資金（以下「貸付金」という。）」に改め、同条第1号中「432,000円」を「372,000円」に改め、同条第2号中「168,000円」を「492,000円」に改め、同条第3号中「600,000円」を「864,000円」に、「1,032,000円」を「1,236,000円」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 既存の浄化槽を廃止する排水設備改造工事に係る貸付金の額は、1戸につき660,000円以内とする。

第5条第1号中「貸付する資金」を「貸付金」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 貸付金の償還方法は、資金交付の月の翌月から起算して72月以内の元金均等の方法による月賦償還とする。ただし、期限前において繰上償還することができる。

(3) 毎月の償還金に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を最初の償還月

に加算するものとする。

第5条第4号中「貸付した資金を第2号に規定する」を「貸付けした資金を」に改める。

第6条第1項中「貸付する資金」を「貸付金」に改める。

第7条（見出しを含む。）、第8条（見出しを含む。）及び第9条中「貸付」を「貸付け」に改める。

第11条第1項中「前項」を「前条」に、「貸付する資金」を「貸付金」に改め、同条第2項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第3項中「貸し付け」を「貸付け」に改める。

第12条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第1項本文中「貸付を」を「貸付けを」に改め、同項第1号及び第2号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第14条第1項中「貸付」を「貸付け」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例第4条及び第5条の規定は、令和4年4月1日以後に資金の貸付けの申請をした者から適用し、同日前に資金の貸付けの申請をした者については、なお従前の例による。